

訪問入浴介護サービス重要事項説明書 〈R7.4.1〉

お客様（お客様のご家族）が利用しようと考えている訪問入浴介護サービス事業について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わかりにくいことがあれば、ご遠慮なくご質問ください。

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 香美町社会福祉協議会
設立年月日	平成17年4月1日
電話及びFAX	電話 0796-39-2050 / FAX 0796-39-2150
代表者名	森 脇 修
所在地	兵庫県美方郡香美町香住区森31番地の1（香美町香住地域福祉センター内）
法人の理念	ささえあい安心して暮らせるまちづくり
介護の理念	その方が、その方として、その方らしく、お暮らしになれるようにいつまでもお支えし続けます。
他の介護保険関連の事業	<ol style="list-style-type: none"> 1) 居宅介護支援事業・介護予防支援事業 2) 訪問介護事業・自立援助訪問型サービス事業 3) 通所介護事業・自立援助通所型サービス事業 4) 認知症対応型生活介護事業・介護予防認知症対応型生活介護事業 5) 指定共用型認知症対応型通所介護事業
他の介護保険以外の事業	<ol style="list-style-type: none"> 1) 高齢者等生活支援事業 2) 障害者訪問入浴事業 3) 障害福祉サービス事業 4) ナイトケアサービス事業 5) 日中一時支援事業 6) 移動支援事業 7) 小地域たすけあい事業 8) ボランティア推進事業 9) 総合相談事業

2. お客様に訪問入浴介護サービスを担当する事業所について

事業所名	社会福祉法人香美町社会福祉協議会 香住ふれ愛介護センター訪問入浴サービス事業所
所在地	兵庫県美方郡香美町香住区森31番地の1（香美町香住地域福祉センター内）
連絡先	電話(直通) 0796-39-1275 / 0796-36-2758 FAX 0796-36-1019
管理者氏名	上田 昌司
営業日 営業時間	通常月曜日から金曜日まで(午前8時30分から午後5時15分) (但し、国民の休日、祝日及び12月29日～1月3日までを除く。)
事業所指定番号	指定事業者番号(2874500354) 指定年月日(平成17年4月1日)
事業開始時期	平成17年4月1日
サービスを提供する実施地域	兵庫県美方郡香美町区域
事業の目的・方針	<p>(目的) 看護職又は、介護職研修の修了者が、要介護状態にある高齢者に対し適正な訪問入浴サービス介護を提供することを目的とします。</p> <p>(方針) 要介護者等の心身の特性を踏まえて専用の訪問入浴車両を用い感染症に最善の配慮を行い身体の清潔の保持等に努めるため入浴介護を行います。又、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービス提供に努めます。</p>
緊急時の対応	サービス提供中にお客様に緊急の事態が発生した場合、お客様の主治医又は、本事業所が協力医療機関として定めた公立香住病院へ連絡し必要な対応を行います。

3. 当事業所の従業員について

当事業所の従業員は次のとおりです。

職 種	員 数	業 務 内 容	勤務体制
管 理 者	1名	従事者及び業務管理を一元的に行う	常勤兼務1名
看護職員	4名 (女性4名)	利用申込みの調整、介護員等に対する技術指導等を行う	非常勤4名
介護職員	12名 (女性12名)	訪問介護計画に基づき感染症に最善の配慮を行い身体の清潔の保持等に努めるため入浴介護等を行う	常勤3名 非常勤9名 ・介護福祉士7人 ・ホームヘルパー1級1人 ・ホームヘルパー2級4人

4. サービス内容

お客様に対しては、次の中から選択されたサービスを、指定の時間帯に応じて提供します。

- ① サービスを提供する当事業所の従事者は、看護職員1名と介護職員2名です。サービス提供にあたっては「居宅サービス計画(ケアプラン)」に沿って提供します。

また、当事業者は、お客様が「居宅サービス計画」の変更を希望される場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の支援を行います。

サービス種類	サービス内容
健康チェック	入浴の前後に血圧・脈拍等の測定をします。
入浴介助	身体状況に合わせて洗身・洗髪の介護をします。
その他入浴に関する処置	必要に応じ爪切りなどのケアを行います。

5. サービス利用料金表

- ① お客様の訪問入浴介護サービス利用料金

	料 金	ご利用者様負担額(基本料)		
		1割	2割	3割
ア. 基本利用料(1回につき)	12,660円	1,266円	2,532円	3,798円
イ. 介護職員3人でサービス提供した場合	12,020円	1,202円	2,404円	3,606円
ウ. 訪問時のお客様の心身状況等から全身入浴が困難な場合で、清拭・部分浴を実施した場合	11,390円	1,139円	2,278円	3,417円

〈加算〉

- サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

本会事業所は、職員に対し研修を実施しており、かつ介護職員に介護福祉士資格所持者を40%以上配置していますので、お客様の利用料1回につき36円を加算いたします。

- 初回加算・・・2,000円 事前訪問を行い利用に関する調整を行った上で、初回のサービス提供をした場合。

- 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)・・・料金=毎月の算定料金の6.7%

お客様負担料金=毎月のお客様負担料金の6.7%

介護職員処遇改善加算(Ⅱ)は、介護における雇用と人材確保を目的として、本会が実施するサービスに算定をさせていただきます。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

- ② その他の料金

	お客様負担料金
交通費料金 (サービス実施地域外のみ)	交通費実費又は、自動車使用の場合は、 通常の実施地域を超えた地点を起点とした距離に応じ ①片道10km未満 1,000円 ②片道10km以上15km未満 1,500円 ③片道15km以上 5km未満まで増すごとに500円加算
複写物の交付	無 料

6. 提供サービスの中止・変更

①心身の状態、体調及び立会人の確保ができない等のお客様のおかれている環境により、お客様からの要望があっても、訪問入浴介護サービスの提供を中止したり、お客様が希望する場合に限り清拭に変更することがあります。

②感染症等を有し、サービス提供等に重大な影響を与えるおそれがある等やむを得ない場合には、治癒するまではサービスの提供をお断りする場合があります。

注1 お客様に訪問入浴介護サービスを提供する当事業所の従業員は、身分証明書を携帯し、初回訪問時及びお客様やご家族から求められた際は、いつでも提示をします。

注2 契約時等に看護職員が初回訪問を行い、健康チェック、入浴実施部屋や車両駐車場等の確認、入浴方法等の説明を行います。

注3 サービスは、お客様の体調を考慮して提供するため、高温入浴ではなく身体を清潔に保つことを目的に行います。

注4 「訪問入浴介護サービス利用料金」表の「お客様負担金額」は「料金」の**1割**を例示しています。

なお、「訪問入浴介護サービス利用料金」のイ.「介護職員3人でサービス提供した場合」とは、入浴によってお客様の身体の状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合に、主治医に確認した上で、看護職員に代わって介護職員がサービス提供を行った場合です。

(通常のサービスは、看護職員1人と介護職員2人のサービス提供です。)

注5 お客様のご都合でキャンセルされる場合には、できるだけサービス利用の前日午後5時15分までにご連絡ください。前日午後5時15分以降のキャンセルは、お客様負担金の100%を申し受けることとなりますので、ご了承ください。

(但し、お客様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要です。)

注6 今後この料金体系は変更する場合があります。その際はお客様に事前に文書をお渡しして、説明します。

注7 お客様が、まだ要介護認定を受けておられない場合

①サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けられたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)但し、「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は現物給付となります。

②認定が「自立」の場合は、全額自己負担となります。

また、要介護の認定を受けられていても、「居宅サービス計画」が作成されていない場合は償還払いとなり、一旦全額料金をお支払いいただきます。償還払いの場合は、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

6. 虐待の防止

お客様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	上田 昌司
-------------	-----	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7. 身体拘束

原則としてお客様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、お客様、又はご家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、お客様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。

(2) 非代替性…身体拘束以外に、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。

(3) 一時性…お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8. 料金の支払い時期と支払い方法について

利用料、その他の費用の請求	<p>① 利用料、その他の費用は、お客様負担がある場合に、利用の月ごとにその合計金額を請求いたします。</p> <p>② 請求書は、利用明細を添えて、お客様宛にお届けいたします。ただし、請求額のない月はお届けしません。</p>
利用料、その他の費用の支払い	<p>① 請求書を受け取られましたら、お渡しするお客様控えと内容を照合の上、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法を選択した上でお支払いください。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> お客様指定口座からの自動振替 郵便局以外で、香美町内の金融機関に所有されるお客様の口座から自動振替するために別紙届出書の提出が必要です。<input type="checkbox"/> 事業者指定口座への振込み 但馬銀行 香住支店 普通口座 7112046 口座名義 社会福祉法人 香美町社会福祉協議会 会長 森脇 修<input type="checkbox"/> 現金支払い <p>② お支払いを確認しましたら、領収書をお渡しますので、必ず保管していただきますようお願いいたします。</p>

9. 担当者の変更について

サービスを提供する担当者（ホームヘルパー、その他介護職員等）の変更を希望される場合は、相談窓口の担当者までご連絡ください。お客様のご希望を尊重して調整を行います。

ただし、お客様から特定の担当者の指名はできないことと、当事業所の人員配置などにより、ご希望に添えない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

10. 事業者の責務について

居宅サービスの提供内容の記録	お客様に提供したサービスの記録は、お客様の要介護認定等の満了日から2年以上保管します。記録については、お客様とご家族に限り、閲覧及び写しの交付が可能です。
秘密保持と個別情報(プライバシー)の保護	当事業所及び従業員がサービスを提供する際に、お客様やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供をするために、サービス担当者会議等で、お客様もしくはご家族の情報を使用する必要があります。この場合には、あらかじめお客様もしくはご家族に説明し同意を得たうえで使用します。同意を得た場合は同意書に署名をいただきます。 なお、お客様のご家族からの希望があった場合には、お客様に連絡するのと同様の通知をご家族にも行うことも可能です。
賠償責任について	① 当事業所の責任において、お客様の生命・身体・財産などを傷つけた場合は、事業所はお客様にその損害を賠償いたします。 ② 当事業所は、あいおい損害保険株式会社に加入しています。
損害保険内容の開示方法	内容詳細についてお知りになりたい場合は、当事業所管理者までご連絡ください。
緊急時の対応	サービス提供中にお客様に緊急の事態が発生した場合、お客様の主治医に連絡するとともに必要な対応を行います。

11. 苦情相談機関

当事業所が提供するサービスについてご相談や苦情などがございましたら、次の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

香美町社会福祉協議会 香住 ふれ愛介護センター	所在地	兵庫県美方郡香美町香住区森31番地の1		
		訪問入浴サービス事業		吉田 さおり
	電 話	0796-39-1275 (直通)		0796-36-2758
	F A X	0796-39-2150		
	受付時間	8:30~17:15 月~金		
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機 関 名	香美町福祉課		
	電 話	0796-36-1111	F A X	0796-36-3809
	受付時間	8:30~17:15 月~金 (12月29日~1月3日を除く)		
	機 関 名	兵庫県国民健康保険団体連合会		
	電 話	078-332-5617	F A X	078-332-5650
	受付時間	9:00~17:15 月~金 (12月29日~1月3日を除く)		
第三者委員	担当者	役職名		

12. 重要事項を説明した年月日・時間

この重要事項説明書の説明場所・年月日・時間	場所
	令和 年 月 日
	時 分

※ なお、この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、お客様にその内容を文書にて通知し、口頭にて説明します。

訪問入浴サービスの提供開始にあたり、お客様に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 兵庫県美方郡香美町香住区森31番地の1
(香美町香住地域福祉センター内)
名称 社会福祉法人香美町社会福祉協議会
香住ふれ愛介護センター訪問入浴サービス事業所
代表者 森脇 修 印
管理者 上田 昌司

(説明者) 所属 社会福祉法人香美町社会福祉協議会
香住ふれ愛介護センター訪問入浴サービス事業所
氏名 印

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(お客様) 住所 兵庫県美方郡香美町香住区
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印
(お客様との続柄：)